# 西宮市立中央病院内院内感染予防対策委員会設置要綱

## (設 置)

第1条 院長の諮問機関として院内感染予防対策委員会(以下「委員会」という。)を 設置する。

#### (目 的)

第2条 委員会は、院内における疾患の感染予防対策について協議し、院長に意見具申 するものとする。

## (構成)

第3条 委員会は次の者をもって構成し、院長が選任する。

院長	1人
医師	4人
看護部長	1人
薬剤部長	1人
薬剤部	1人
管理部長	1人
感染管理者 (看護師)	1人
中央手術室看護師長	1人
中央材料室長	1人
医療技術部	2人
事務局	1人

2 委員会の委員長は、院長が指名する。

## (会 議)

- 第4条 委員会は、毎月1回開催する。
- 2 必要に応じ委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

# (事務局)

第5条 委員会の事務局は感染対策室におく。

## 付則

この要綱は昭和58年12月25日から実施する。

## 付則

この要綱は昭和62年9月1日から実施する。

# 付則

この要綱は平成11年4月1日から実施する。

付則 (西宮市立中央病院経営会議規程等の一部を改正する規程14条による改正付則) この要綱は平成20年4月1日から実施する。

付則 (西宮市立中央病院経営会議規程等の一部を改正する規程13条による改正付則) この要綱は平成24年4月1日から実施する。

# 付則

この要綱は平成28年4月1日から実施する。

## 付則

この要綱は令和4年4月1日から実施する。